

平成25年10月7日開催

厚生常任委員会資料【委員協議会】

第5期介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの設置経緯について

- ・第4期と第5期の介護老人福祉施設整備事業者募集要項の相違点 . . . 1
- ・上越市第4期介護保険事業計画特別養護老人ホーム整備事業者募集要項 . . . 2
- ・上越市第5期介護保険事業計画上越市介護老人福祉施設整備事業者募集要項 . . . 6

第4期と第5期の介護老人福祉施設整備事業者募集要項の相違点

応募資格

第4期	第5期
上越市内においてすでに介護保険施設を運営する社会福祉法人、または、本募集要項に基づく特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の運営を行うために設立する新規の社会福祉法人とする。	応募者は、応募提案書類を提出する時点で、市内に営業所又は事業所等を有する社会福祉法人とします。

応募条件（敷地及び建物の利用権限）

第4期	第5期
敷地及び建物は、その所有権を取得し登記すること。	敷地及び建物は、その所有権を取得し登記すること。または、国及び地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

提案書の審査（提案課題）

第4期	第5期
<p>運営方針</p> <p>(ア) 事業への参入理由</p> <p>(イ) 基本理念</p> <p>(ウ) まちづくりなど市の政策との関わり</p> <p>事業の実効性</p> <p>(ア) 土地の整備及び資金計画内容の実効性</p> <p>(イ) 人材の確保対策</p> <p>地域・家族との連携</p> <p>(ア) 地域との交流・連携</p> <p>(イ) 周辺住民や立地環境への配慮</p> <p>(ウ) 入所者家族との連携</p> <p>サービス向上や安全対策</p> <p>(ア) 職員の介護技術の維持・習得、スキルアップのための体制整備</p> <p>(イ) 情報開示や苦情処理体制</p> <p>(ウ) 防火管理や避難訓練などの非常時対策、自然災害などの災害対策</p>	<p>法人に対する評価</p> <p>法人としての姿勢</p> <p>(ア) 法人の基本理念と具体策</p> <p>(イ) サービスの目標とその達成状況</p> <p>(ウ) 職員の資質向上のための方策</p> <p>(エ) 人材確保策と退職率</p> <p>(オ) 食事の提供方法</p> <p>(カ) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の取組</p> <p>(キ) 第三者評価等の実施の有無</p> <p>(ク) 事後調査の受入姿勢</p> <p>事業提案に対する評価</p> <p>事業応募の理由</p> <p>(ア) 応募の趣旨、動機</p> <p>(イ) 提案事業の運営方針、特長</p> <p>施設の概要</p> <p>(ア) 施設や設備の特長</p> <p>(イ) 立地場所選定の理由</p>

第4期	第5期
<p>重度者への対応等</p> <p>(ア) 重度者に対するケア</p> <p>(イ) 医療との連携</p> <p>(ウ) ターミナルケア</p> <p>(エ) 行動障害がある入所者に対する対応</p> <p>その他</p> <p>ハード、ソフト両面において、特筆すべき事項があれば、～の項目(分野)に追加して提案してください。</p>	<p>(ウ) 立地場所での地元の理解（説明会開催の有無、町内会長などへの説明・同意）</p> <p>職員配置</p> <p>(ア) 職員配置</p> <p>(イ) 基準以上の配置をする場合を評価</p> <p>利用料に関する事項</p> <p>(ア) 居住費、食費及び光熱水費などの低廉な場合を評価</p> <p>重度者への対応等</p> <p>(ア) 重度者に対するケア</p> <p>(イ) 医療との連携</p> <p>(ウ) ターミナルケア</p> <p>(エ) 行動障害などがある入所者に対する対応</p> <p>(オ) 介護において対応に苦慮したケースと対応の具体例</p> <p>地域等との連携</p> <p>(ア) 地域や家族との交流・連携</p> <p>上記提案内容の実行性</p> <p>(ア) 法人の実績に基づく実行性を評価</p> <p>加点評価</p> <p>加点評価</p> <p>(ア) 介護老人福祉施設入所申込者が多い圏域での整備</p> <p>その他</p> <p>ハード、ソフト両面において、特筆すべき事項があれば、～の項目(分野)に追加して提案してください。</p>

**上越市第 4 期介護保険事業計画
特別養護老人ホーム整備事業者募集要項**

1 募集の趣旨

上越市では、平成 21 年度から 23 年度を計画期間とする「上越市第 4 期介護保険事業計画」に基づき、介護保険法第 8 条第 24 項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が 30 人以上の特別養護老人ホーム）を整備するための事業者を募集します。

なお、この事業者募集は、介護老人福祉施設の指定権者である新潟県と施設開設のための協議を行う事業候補者を決定するものであり、これによって新潟県の事業指定が許可されるものではありません。

2 募集する施設の内容等

施設種別	整備数 定員等	募集地域
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	1 施設・定員 100 人以内	市内全域

3 募集スケジュール

募集期間及び決定時期等は、次のとおりです。

平成 21 年 6 月 17 日（水） ～平成 21 年 7 月 1 日（水）	募集要項の配付
平成 21 年 7 月 2 日（木）	募集要項詳細説明会
平成 21 年 7 月 3 日（金） ～平成 21 年 7 月 17 日（金）	事業者募集期間（提案書受付期間）
平成 21 年 8 月上旬 ～平成 21 年 8 月下旬	選定期間（書類審査及びヒアリングの実施）
平成 21 年 9 月末（予定）	事業者の決定

4 募集要項の配付

配付期間 平成 21 年 6 月 17 日（水）から平成 21 年 7 月 1 日（水）まで
配付方法 ・市ホームページに掲載
・介護保険課窓口で交付
(土日祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

5 募集要項詳細説明会の開催

日 時 平成 21 年 7 月 2 日（木） 午前 10 時～
会 場 上越市市民プラザ 上越市土橋 1914-3
出席報告 上越市特別養護老人ホーム整備事業者募集説明会出席連絡票（様式 9）により、平成 21 年 6 月 30 日（火）までに 11(3)の担当課にご提出ください。なお、本説明会の出席を事業者募集の応募要件とするものではありません。

6 応募者の資格

上越市内においてすでに介護保険施設を運営する社会福祉法人、または、本募集要項に基づく特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の運営を行うために設立する新規の社会福祉法人とする。

7 応募条件

- (1) 敷地及び建物の利用権限
敷地及び建物は、その所有権を取得し登記すること。
- (2) 施設整備期間
原則として平成 22 年度中に施設整備に着手し、平成 23 年度中に開設すること。

8 提案書の審査

- (1) 提案書についてのヒアリング
事業に対する考え方や運営体制等提案書の内容について、ヒアリングを行う場合があります。日時等は別途通知します。
- (2) 提案内容の審査
提案書は、透明性及び公平性を確保するため、上越市介護保険運営協議会に設置する「上越市施設整備等検討委員会」において審査します。
- (3) 提案課題
次に示す提案課題を審査のポイントとしますので、積極的な提案をお願いします。
運営方針
(ア) 事業への参入理由
(イ) 基本理念
(ウ) まちづくりなど市の政策との関わり
事業の実効性
(ア) 土地の整備及び資金計画内容の実効性
(イ) 人材の確保対策
地域・家族との連携
(ア) 地域との交流・連携
(イ) 周辺住民や立地環境への配慮
(ウ) 入所者家族との連携
サービス向上や安全対策
(ア) 職員の介護技術の維持・習得、スキルアップのための体制整備
(イ) 情報開示や苦情処理体制
(ウ) 防火管理や避難訓練などの非常時対策、自然災害などの災害対策
重度者への対応等
(ア) 重度者に対するケア
(イ) 医療との連携
(ウ) ターミナルケア
(エ) 行動障害がある入所者に対する対応
その他
ハード、ソフト両面において、特筆すべき事項があれば、～ の項目(分野)に追加して提案してください。

9 提出書類

- (1) 応募資格審査資料(1部提出)
【上越市内においてすでに介護保険施設を運営する社会福祉法人の場合】
資格確認書(様式1)
定款

役員名簿（役職、氏名、生年月日、任期の記載があるもの）
法人登記事項証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
介護保険施設運営実績届（様式2）

【本募集要項に基づく介護老人福祉施設の運営を行うために設立する新規の社会福祉法人の場合】

資格確認書（様式1）

定款（案）

役員名簿（案）（役職、氏名、生年月日、任期の記載があるもの）

ただし、資格確認書（様式1）の提出書類のうち、（3）法人登記事項証明書及び（4）介護保険施設運営実績届（様式2）は提出の必要はありません。

(2) 応募提案書類（13部提出（正本1部、コピー12部））

提案書提出届（様式3）

既存介護事業概要届（様式4）

事業計画提案書（様式5）

設計概要書（様式6）

職員配置計画（様式7）

事業収支計画（借入金の償還が終了するまでの収支計画：様式任意）

ただし、本募集要項に基づく介護老人福祉施設の運営を行うために設立する新規の社会福祉法人については、既存介護事業概要届（様式4）は提出する必要はありません。

(3) 提出にあたっての留意点

提出書類は、原則としてA4版（A3版折込は可）とします。

正本1部（「応募資格審査資料」と「応募提案書類」）は、A4版縦型ファイル（紙ファイル：ファイルの色は自由）に左綴じで、表紙及び背表紙には事業者名を明記し提出してください。インデックスは「様式」（様式にないものは「提出書類名」と記して付けてください。

上記のほかに、「応募提案書類」のコピー12部を用意してください。A4版縦型ファイル（紙ファイル：ファイルの色は12部とも同一の色）に左綴じで、表紙及び背表紙には事業者名を明記しないでください。インデックスは「様式」（様式にないものは「提出書類名」と記して付けてください。

「応募提案書類」は、応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用はしないでください。（審査の公平、公正を期するため）

10 応募にあたっての留意点

(1) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、「上越市施設整備等検討委員会」における審査のみに用い、応募者の許可を得ずに公表はしません。

(4) その他

工事に着手するにあたり、他の法令等の許認可が必要な場合があります。開発行為や農地転用、都市計画関係法令等に留意し、事業スケジュール等を精査した上で応募願います。

なお、本要項に基づく事業者の決定により、これら関係法令の許認可手続きに係る期間及

び要件が緩和されることはありません。

11 応募受付期間及び提出先

(1) 受付日

平成 21 年 7 月 3 日（金）から平成 21 年 7 月 17 日（金）まで（土日祝日は除く）

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

(3) 提出場所（問合せ先）

上越市 健康福祉部 介護保険課（市役所 1 階）

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

電 話：025-526-5111（内線 1472）

F A X：025-526-6115

メールアドレス：kaigo@city.joetsu.lg.jp

事前に電話連絡のうえ、直接持参してください。

12 募集要項についての質問の受付

本募集要項について質問がある場合は（様式 8）により、平成 21 年 6 月 30 日（火）までに上記 11(3)の担当課へ、F A X またはメールでご提出ください。

上越市第5期介護保険事業計画
上越市介護老人福祉施設整備事業者募集要項

1 募集の趣旨

上越市では、平成24年度から26年度を計画期間とする「上越市第5期介護保険事業計画」に基づき、介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が30人以上の特別養護老人ホーム）を整備するための事業者を募集します。

なお、この事業者募集は、介護老人福祉施設の指定権者である新潟県と施設開設のための協議を行う事業候補者を決定するものであり、これによって新潟県の事業指定がされるものではありません。

2 募集する施設の内容等

施設種別	開設年度	整備数 定員等	募集地域 (日常生活圏域)
介護老人福祉施設	26年度	1施設 (100床)	全市域

3 募集スケジュール

募集期間及び決定時期等は、次のとおりです。

平成25年6月10日(月) ～平成25年8月2日(金)	募集要項の配布
平成25年6月17日(月)	募集要項詳細説明会
平成25年7月22日(月) ～平成25年8月2日(金)	事業者募集期間(提案書受付期間)
平成25年8月下旬 ～平成25年9月中旬	選定期間(書類及びヒアリング審査の実施)
平成25年9月下旬(予定)	事業者の決定

4 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成25年6月10日(月)から平成25年8月2日(金)まで
- (2) 配布方法
- ・市ホームページに掲載
 - ・高齢者支援課窓口で交付
- (土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

5 募集要項詳細説明会の開催

- (1) 日 時 平成25年6月17日(月) 午前10時～
- (2) 会 場 上越市役所 木田庁舎 4階 402、403会議室
- (3) 出席報告 募集要項詳細説明会出席連絡票(様式14)により、平成25年6月13日(木)までに高齢者支援課に提出してください。なお、本説明会の出席を事業者募集の応募要件とするものではありません。

6 応募資格

応募者は、応募提案書類を提出する時点で、市内に営業所又は事業所等を有する社会福祉法人とします。

7 応募条件

(1) 敷地及び建物の利用権限

敷地及び建物は、その所有権を取得し登記すること。または、国及び地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

(2) 開始時期

原則として平成 26 年度中に開設すること。

8 提案書の審査

(1) 提案内容の審査

提案書は、透明性及び公平性を確保するため、上越市介護保険運営協議会に設置する「上越市介護保険施設整備等検討委員会」において審査します。

(2) 提案書についてのヒアリングによる審査

事業に対する考え方や運営体制等提案書の内容について、ヒアリングによる審査を行います。ただし、応募多数の場合は書類選考を行い、ヒアリングによる審査を行う事業所を決定する場合があります。

ヒアリングによる審査の日時等は別途通知します。

(3) 提案課題

次に示す提案課題を審査のポイントとします。

法人に対する評価

法人としての姿勢

- (ア) 法人の基本理念と具体策
- (イ) サービスの目標とその達成状況
- (ウ) 職員の資質向上のための方策
- (エ) 人材確保策と退職率
- (オ) 食事の提供方法
- (カ) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の取組
- (キ) 第三者評価等の実施の有無
- (ク) 事後調査の受入姿勢

事業提案に対する評価

事業応募の理由

- (ア) 応募の趣旨、動機
- (イ) 提案事業の運営方針、特長

施設の概要

- (ア) 施設や設備の特長
- (イ) 立地場所選定の理由
- (ウ) 立地場所での地元の理解（説明会開催の有無、町内会長などへの説明・同意）

職員配置

- (ア) 職員配置
- (イ) 基準以上の配置をする場合を評価

- 利用料に関する事項
- (ア) 居住費、食費及び光熱水費などの低廉な場合を評価
重度者への対応等
- (ア) 重度者に対するケア
- (イ) 医療との連携
- (ウ) ターミナルケア
- (エ) 行動障害などがある入所者に対する対応
- (オ) 介護において対応に苦慮したケースと対応の具体例
地域等との連携
- (ア) 地域や家族との交流・連携
上記提案内容の実行性
- (ア) 法人の実績に基づく実行性を評価
- 加点評価
- 加点評価
- (ア) 介護老人福祉施設入所申込者が多い圏域での整備
その他
ハード、ソフト両面において、特筆すべき事項があれば、～ の項目(分野)に追加して提案してください。

9 提出書類

- (1) 応募資格審査資料(1部提出)
 - 資格確認書(様式1)
 - 定款
 - 役員名簿(役職、氏名、生年月日、任期の記載があるもの)
 - 法人登記事項証明書(直近3か月以内に発行されたもの)
 - 介護保険施設運営実績届(様式2)
- (2) 応募提案書類(15部提出(正本1部、コピー14部))
 - 提案書提出届(様式3)
 - 既存介護事業概要届(様式4)
 - 法人としての姿勢(様式5)
 - 事業応募の理由(様式6-1)
 - 提案事業の加算算定予定(様式6-2)
 - 設計概要書(様式7)
 - 職員配置計画(様式8)
 - 利用料に関する事項(様式9)
 - 重度者への対応等(様式10)
 - 地域等との連携(様式11)
 - 提案内容の実行性(様式12)
 - 複合施設意向確認票(様式13)
 - 事業収支計画(借入金の償還が終了するまでの収支計画:様式任意)
 - 決算書(法人の過去3年の決算内容が分かるもの:様式任意)
- (3) 提出に当たっての留意点

提出書類は、原則としてA4版(A3版折込は可)とします。
正本1部(「応募資格審査資料」と「応募提案書類」)は、A4版縦型ファイル(紙ファイル:ファイルの色は自由)に左綴じで、表紙及び背表紙には事業者名を明記し提出してください。インデックスは「様式 」(様式にないものは「提出書類名」と記して付けてくださ

い。

上記のほかに、「応募提案書類」のコピー14部を用意してください。A4版縦型ファイル(紙ファイル:ファイルの色は14部とも同一の色)に左綴じで、表紙及び背表紙には事業者名を明記し提出してください。インデックスは「様式」(様式にないものは「提出書類名」と記して付けてください。

複合施設として応募する場合は、募集している施設種別ごとに提出書類を作成してください。

なお、この場合、一部分が選定されなかった場合の対応について確認するため、複合施設意向確認票(様式13)を応募提案書提出時に提出してください。

公平性を期するために、枚数が限定されている様式については必ず枚数を守ってください。

10 応募に当たっての留意点

(1) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出期限後に提出された書類の差し替え及び再提出は認めません。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、「上越市介護保険施設整備等検討委員会」における審査のみに用い、応募者の許可を得ずに公表はしません。

(4) 接触等の禁止

提案書類を審査する「上越市介護保険施設整備等検討委員会」の委員に対して、本件に係る接触等を禁じます。なお、接触等の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(5) 関係法令等の留意

工事の着手に当たっては、他の法令等の許認可が必要な場合があります。開発行為や農地転用、都市計画関係法令等に留意し、事業スケジュール等を精査した上で応募願います。具体的には、市都市整備課、農業政策課、農業委員会などに確認をしてください。

なお、本要項に基づく事業者の決定により、これら関係法令の許認可手続きに係る期間及び要件が緩和されることはありません。

(6) 提出書類と整備内容の相違

提案時の整備内容と実際の整備内容等が相違していないか、開設一定期間後に確認します。内容等が相違していた場合は是正勧告等をした上で、順守されない場合は今後の施設整備の応募を認めない場合があります。

ただし、選定後に、設計の問題点等に対して市からの変更依頼や新潟県の指導によるもの等により相違する場合は、この限りではありません。

11 募集要項についての質問の受付

本募集要項について質問がある場合は、質問送付票(様式15)に簡潔に記入の上、高齢者支援課へ、FAX又はメールで提出してください。質問の受付期限は、平成25年6月28日(金)午後5時15分までとします。回答は、7月12日(金)までに市ホームページに掲載します。

なお、公平を期すため窓口、電話などでの個別の質問には一切お答えしません。また、期限後の質問は受付できません。

12 応募受付期間及び提出先

(1) 受付日

平成 25 年 7 月 22 日（月）から平成 25 年 8 月 2 日（金）まで（土日祝日は除く）

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

(3) 提出場所（問い合わせ先）

上越市 健康福祉部 高齢者支援課（市役所木田庁舎 1 階）

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

電 話：025-526-5111（内線 1152、1673）

F A X：025-526-6115

メールアドレス：kaigo@city.joetsu.lg.jp

事前に電話連絡の上、直接持参してください。

日常生活圏域ごとの人口と介護老人福祉施設入所申込者数等

圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率	介護老人福祉施設 入所申込者数 (24.7.1現在)	介護老人福祉施設 入所申込者数 (25.1.1現在)
1 城北	19,102	5,207	27.3	1,105	21.2	114	122
2 城東	23,067	5,570	24.1	1,308	23.5	149	139
3 城西	20,371	5,304	26.0	981	18.5	113	101
4 雄志	7,555	1,996	26.4	436	21.8	66	50
5 八千浦	4,163	1,099	26.4	238	21.7	24	32
6 直江津	18,544	5,059	27.3	1,043	20.6	137	119
7 直江津東	18,377	3,688	20.1	788	21.4	96	88
8 潮陵	1,920	693	36.1	143	20.6	11	12
9 春日	21,129	3,549	16.8	694	19.6	84	86
10 安塚	3,013	1,209	40.1	248	20.5	23	22
11 浦川原	3,816	1,164	30.5	283	24.3	40	46
12 大島	1,958	843	43.1	178	21.1	35	34
13 牧	2,373	1,002	42.2	212	21.2	34	34
14 柿崎	10,875	3,354	30.8	692	20.6	99	91
15 大潟	10,089	2,690	26.7	530	19.7	67	66
16 頸城	9,791	2,173	22.2	457	21.0	66	68
17 吉川	4,901	1,609	32.8	358	22.2	80	71
18 中郷	4,405	1,356	30.8	262	19.3	31	31
19 板倉	7,601	2,260	29.7	424	18.8	55	51
20 清里	3,118	916	29.4	198	21.6	23	25
21 三和	6,177	1,640	26.6	381	23.2	39	43
22 名立	2,979	1,027	34.5	222	21.6	18	13
	205,324	53,408	26.0	11,181	20.9	1,404	1,344

総人口、高齢者人口、高齢化率、認定者数及び認定率は、平成23年10月1日現在。

なお、認定者数は特別養護老人ホームに入所している人を除く。